

大阪広域環境施設組合規則第10号

大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(7) 略]</p> <p><u>(7の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</u></p> <p>[(8)～(20) 略]</p> <p>2 第10条第8項及び第9項の規定は、<u>前項第7号の2、第10号の2、第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇</u>について準用する。この場合において、第10条第8項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(7) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(8)～(20) 同左]</p> <p>2 第10条第8項及び第9項の規定は、<u>前項第10号の2、第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇</u>について準用する。この場合において、第10条第8項ただし書中「半日（所定勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）を</p>

めるもの)をいう。)又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。	いう。)又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員就業規則の規定は、令和6年6月1日から適用する。